

埼玉県市町村税務職員の実務研修に関する要綱

(平成14年7月29日決裁)

(令和7年4月1日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法第39条の規定に基づき、市町村が市町村税務職員の研修のために県税事務所又は個人県民税対策課に職員を派遣すること（以下「実務研修」という。）により、県及び市町村共通の課題となっている個人住民税の収入確保並びに市町村税務職員の滞納整理手法の向上に資することを目的とする。

(実務研修の受入基準)

第2条 県は、次の受入基準に該当する市町村について、実務研修を実施するものとする。

- (1) 税務事務に従事する職員の資質向上及び人材育成が必要な場合
- (2) その他、県及び市町村が協議して研修の必要性を認めた場合

(派遣職員の資格基準)

第3条 この要綱に基づいて市町村が研修のために県に派遣する職員（以下「研修職員」という。）は、次の資格基準に該当するものとする。

- (1) 勤務成績が優秀で、かつ、心身とも健康な者
- (2) 研修の成果を当該市町村税務行政に反映できる能力と資質を有する者
- (3) 当該勤務地への通勤に支障のない者

(研修の期間及び日数)

第4条 実務研修の期間及び日数は、原則として、6か月以内において、県及び当該市町村が協議して定めるものとする。

(研修の依頼)

第5条 市町村長は、研修職員を派遣しようとするときは、当該市町村の区域を所管する県税事務所（自動車税事務所を除く。以下「所管県税事務所」という。）の長を経由して、知事に依頼するものとする。

(研修実施の決定)

第6条 知事は、前条の規定により依頼があったときは、これを審査し、研修職員として受入れの可否を決定し、所管県税事務所の長を経由して、当該市町村長へ通知するものとする。

(協定書の作成)

第7条 実務研修は、協定書（別紙様式）をもって行うものとする。

(研修の方法)

第8条 実務研修の方法は、研修職員を所管県税事務所又は個人県民税対策課に配置し、滞納整理事務に従事させることにより行うものとする。

2 実務研修の実施については、別に定める「埼玉県市町村税務職員の実務研修実施要領」によるほか、県及び当該市町村が協議して定めるものとする。

(研修職員の身分取扱い等)

第9条 研修職員は、実務研修の期間中、県職員の身分を併せ有するものとする。ただし、職は当該市町村で任用されている職と同等以下とする。

(給与)

第10条 研修職員に対する給料及び手当（在宅勤務等手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当又はこれらに類する手当を除く。）の支給については、当該市町村の関係規程を適用し、当該市町村が負担するものとする。

2 県の命令に基づく研修職員の在宅勤務等手当については、県の関係規程を適用して、県が負担するものとする。

3 県の命令に基づく研修職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当については、当該市町村の関係規程を適用して、県が負担するものとする。

4 当該市町村は、研修職員が昇給又は昇格をした場合には、次に掲げる事項を当該昇給又は昇格をした日から15日以内に県に通知するものとする。

(1) 昇給又は昇格をした日

(2) 適用給料表、職務の級、号給及び給料月額

(旅費)

第 1 1 条 研修職員の県の命令に基づく旅行に要する経費は、県の関係規程を適用して、県が負担するものとする。

(勤務条件)

第 1 2 条 研修職員の研修中における勤務時間その他の勤務条件については、県の関係規程に定めるところによるものとする。

(分限及び懲戒)

第 1 3 条 研修職員の分限については、当該市町村の関係規程を適用する。

2 研修職員の懲戒については、県の職務に関して義務違反等のあった場合は、県の関係規程を適用する。

3 研修職員の関係規程に基づく分限又は懲戒処分は、その都度、県及び当該市町村が協議して行うものとする。

(服務)

第 1 4 条 研修職員の研修中における服務については、県の関係規程を適用する。ただし、研修職員の研修中における休日、休暇及び地方公務員法第 3 5 条に定める職務に専念する義務の免除の許可については、当該市町村の関係規程に定めるところによるものとする。

(公務災害の補償)

第 1 5 条 研修職員の研修中における公務災害の補償は、その都度、県及び当該市町村が協議して行うものとする。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、県及び当該市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 7 月 2 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 3 月 2 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。